

平成21年度第2回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成21年11月20日（金） 午後2時～

【開催場所】 高崎市役所・研修室（20階）

【出席委員】 計35名

会 長	細井 雅生	副会長	井上 昭子		
委 員	青木 鈴子	委 員	青柳 孝義	委 員	青山 清子
委 員	井上 光弘	委 員	梅村 馨	委 員	江原 洋一
委 員	大竹 光子	委 員	狩野 礼子	委 員	柄沢 高男
委 員	木村 八郎	委 員	黒沢 秀吉	委 員	駒井 和子
委 員	齋藤 直躬	委 員	齋藤 美恵子	委 員	櫻井 友芳
委 員	佐藤 洋一	委 員	須藤 ゆり子	委 員	住谷 孝司
委 員	高木 高臣	委 員	戸塚 得子	委 員	中島 英男
委 員	中島 英明	委 員	平野 勝海	委 員	福田 美代子
委 員	藤田 東洋子	委 員	松浦 千栄子	委 員	松沢 斉
委 員	松本 源治	委 員	三木 克則	委 員	三木 富司
委 員	紋谷 光徳	委 員	湯浅 信章	委 員	若原 正大

【欠席委員】 計1名

委 員 矢島 祥吉

【事務局職員出席者】 全21名

高齡・医療担当部長 坂井 和廣 長寿社会課長 鈴木 潔
介護保険室長 田村 とし江
長寿社会課担当係長 渋澤 康行、砂盃 美樹枝、早川 重幸、中西 富士子、
都丸 千鶴子
介護保険室担当係長 飯沼 純一、田村 洋子、反町 健、岡田 智恵子
各支所担当職員 6名
他事務局担当職員 4名

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者3名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

- 【議 事】
- 1) 第3期介護保険事業の給付実績について
 - 2) 認知症高齢者グループホーム開設事業者の公募結果について
 - 3) 小規模特別養護老人ホーム開設事業者の公募について
 - 4) 特別養護老人ホームの緊急整備について
 - 5) 介護保険運営協議会 委員アンケートの結果について
 - 6) 認知症地域支援体制構築等推進事業の実施について
 - 7) 平成21年度第2回高崎市地域包括支援センター運営協議会開催概要について
 - 8) 介護保険運営協議会 委員改選等について
 - 9) 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の評価について
 - 10) 被保険者アンケートについて

議事1 第3期介護保険事業の給付実績について

議長 それでは早速報告事項に入らせていただきます。「第3期介護保険事業の給付実績について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

第3期介護保険事業の給付実績について(会議資料1参照)

議長 ありがとうございます。何かご質問等ございますか。3年間で給付費が下がってきているもの、増えてきているもの、それぞれ特徴があると思いますが、いかがでしょうか。前回も一度議論している部分ですが。特にございませんようでしたら、次の報告に入らせていただきます。

議事2 認知症高齢者グループホーム開設事業者の公募結果について

議長 続きまして、「認知症高齢者グループホーム開設事業者の公募結果について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

認知症高齢者グループホーム開設事業者の公募結果について(会議資料2参照)

議長 ありがとうございます。ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

委員A 今の説明の中で、21年度は3圏域で募集したけれども1圏域の応募があったということで22年度の公募が4事業所になったということはわかりますが、今高崎市で認知症高齢者グループホームに待機者がどれくらいいらっしゃるのか、県の発表ですと相当数いらっしゃるようで、高崎市での待機者はどのくらいいらっしゃるのかお願いします。

議長 大切なことだと思うので、ご説明をお願いいたします。そして、待機者に対してこの計画がどの程度充当するのか、ということも含めて説明をお願いします。

事務局 特別養護老人ホームの待機者につきましてはこの後説明がありますので、今はグループホームの待機者の状況ということで分かる範囲での回答となります。数値として何人居るとい調査はしていないので、人数をお答えすることはできませんが、実地指導などで待機者の状況を確認できる部分があり、内容を確認している状況では、特養のように何十人も何百人も待機者が居るといような状況ではなく、いる所でも数人程度で、空いている所では若干定員に達していない所もあるということです。今年度からグループホームの空き状況については、市のホームページで公開をしているところです。そちらのほうでも数事業所は今現在でも空いているという状況です。

議長 空いているということが、必ずしもニーズがないというふうには直結しないのは申すまでもないとは思いますが、インフォメーションの仕方と状況把握の方法については、今現実にはないということですか。

事務局 空き状況についての状況把握はしているところですが、待機者が何人居るといような把握は今のところしていないというのが現状です。

議長 計画もないのでしょうか。つまり開設をしていきます、そのままだとうまく理屈が

合わないので、その空き状況がありますって圏域においていくという考え方は重要なことで、それが本当にこの一つずつで足りていくのかっていう問題もあるわけですよ。その辺の考え方を教えてください。

事務局 今年度グループホームの空き状況を公開する中で、空いているという情報とともに何人待機者が居るか、という情報も合わせて公開するという方法も検討はしましたが、なかなか待機者の人数、実質的な待機者というのと、グループホームで申込みを受けている状態の待機者と、受けているが実際には他のところに決まっています実態として待っている人数と、なかなかその捉え方が難しいという面もございまして、今現在の情報の公表の仕方としては、此处が空いてますという情報に留まっているわけですが、待機者の情報も有効な公表の方法を検討しながら考えていきたいと思っております。

委員B グループホームという施設に対しての待機者を把握するのはとても難しいことだと思います。ただ今言えることは、施設希望者が非常に多く、施設希望者のニーズに答える施設が十分足りていない。その待機者の中で、ご本人の経済状態であるとかあるいはご本人のレベルであるとか、ご本人の家族の希望によって、待機者の中からグループホームを選択するということから、グループホームだけの待機者の把握というのは非常に難しいと思っておりますけど、施設利用したい人の施設は非常に足りないのではないかという解釈を持っています。

議長 ありがとうございます。どこに希望しているのかということを選択するのは最後の段階になるので、どこを希望しているのかということを考えて把握しようとするとはほとんど把握が難しい。そうするとB委員がおっしゃるように、在宅型では難しいよという方がどのくらいいるのか、というのはたぶんデータ化することは可能だというふうに思います。その辺のことが明らかにならないと、事業者が手を挙げるにしても、一体それでホームの運営がうまく展開していけるのか。という話にもなってくるかと思っております。いわゆるマーケティングリサーチというのがある程度できてこないと積極的に手を挙げてくださいという言い方も難しいという感じがするのですが、ですので、その方向性で調査をしていく、あるいは何かのデータを使ってそこを推測していくということが必要だと思うのですが。出来る限りデータを出しながらしないと22年度公募をしてまた同じ結果になってもしょうがないのですよね。

委員C グループホームの待機者というのは特養待機者とダブっている状況です。お金がグループホームだと十何万するものですから特養だと6万くらい減るので、グループホームが待機場所に、ショートの代わりに入られているという人が多くいます。実際の待機者はつかめません。勧めれば、よっぽど大変な方はお金を払っても入れてくれということで入られているわけで、まだ大丈夫だという人は特養を待つという状態なので、実際の待機者は特養待機者がグループホーム待機者と同じと考えても大丈夫だと思います。

委員D そういう中でもグループホームの希望者というのは、ある程度把握する必要があるのではないかと思いますので、特養の待機者の中からでも推定しておくことは必要ではないかと思います。

議長 専門職の方々はこれと同じようにお考えいただいていると思うので、市の方ででき

れば次回の運協までに少なくともこの22年度公募をスタートする前の段階までにそういうことの提示をできるような形を出していただきたい。それがホームページに乗っかっていくと少し手を挙げるのも勇気を持って挙げやすくなるか、と思いますので、そういう形でお願いいたします。他に何かありますか。よろしければ次の議題に移らせていただきます。

議事3 小規模特別養護老人ホーム開設事業者の公募について

議長 続きまして、「小規模特別養護老人ホーム開設事業者の公募について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

小規模特別養護老人ホーム開設事業者の公募について（会議資料3参照）

議長 ありがとうございます。ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

委員A 先ほどと関連しますが、3の整備圏域がグループホームと重なっているんですね。これはたぶんこの圏域に施設がないということで、集中的に指定をしていると思いますが、この圏域に対するPRはどのようにされているのでしょうか。

議長 いかがでしょうか、この圏域に向けてのPRですよね。ただ利用は高崎市ということで、全域ってということですね。

事務局 PRといいますと地域住民に向けてのPRということであれば特別整備圏域に対して地元説明会を開催するとかそういったことは無くて、広報及びホームページにおいて広く周知をしているというところに留まっています。

委員A そうしますと、この圏域以外の方で設置希望の方は、この圏域に設置をするという責任というものはあるのでしょうか。

事務局 例えば、本社とか特養の本体が他の地域にある場合に、その事業者がやるとしたらこの整備圏域として計画しております1圏域で事業を行っていただくという形になります。

議長 場所の限定はあるということですね。ここに設置をします。ということですね。

事務局 はい。計画で、この圏域にグループホームと小規模特養を整備していくという計画を立てていますので、計画に基づいて整備をしていくという考え方でございます。

委員A 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員E 今の圏域のことについて、グループホームもそうですが、ここの圏域を決めた理由とか根拠を教えてくださいませんか。

事務局 計画を立てていく上でサービスの利用見込みというものを立てて、それに基づいてサービス提供を行っていくということで第4期の計画というものを立てさせていただいたのですが、実際に参考にしたものとして給付実績等があり、今回の策定に間に合うように給付実績を地域ごとに、ここの地域でどういうサービスを利用されているのか、というのは一部把握できるようになりましたので、その辺を参考にしました。その中でやはり特別養護老人ホームを利用されている方のご住所、もちろん住所を施設に移される方もいらっしゃるので、その場合の追跡は十分ではないですが、現状の住所のあるところの方の特別養護老人ホームの利用の状況ということで確認したときに、やはりこちらの1圏域の利用の方が相当数いらっしゃったということが実際で、あとは市内の施設のバランス等がありますので、その辺も考慮したところで、1圏域での整備を計画しました。

委員A 地区の公民館も中央地区が一番遅いですよね、高崎市内では。ここの地区を見ると市の中心街ですから相当土地代が高いと思うんですよ。だからなかなか設置希望が出ないという気がするんです。ただ、ここにあるような交付金の制度があるので、できればいいんですが、高崎市独自でプラスアルファをしていただくようなことができるかどうか。

議長 いかがでしょうか。今お答えできるようでしたら、可能性というか検討の可能性で構いませんが。

事務局 交付金自体を活用すること自体が新たな話ですので、それに上積みしての市の単独というのは今後の検討になろうかと考えています。

議長 今後とも鋭意ご検討いただければありがたいなと思います。他にございますか。

委員F 計画の段階でこんなことを申し上げるのも申し訳ないですが、グループホームみたいに今回1圏域に予定っていう形にされましたが、もし手を挙げなかった場合は、また圏域が移るっていう可能性もあるのでしょうか。あるいは次年度に持ち越しになっていくのか。その辺はいかがでしょうか。

議長 計画と計画をされている根拠を含めてお願いします。

事務局 グループホームの整備圏域ですが、今回につきましては選定できなかった圏域を来年度の選定に持ち越す形で考えています。また、来年度公募してどうしても手を挙げる事業者が無かったという場合につきましては、計画どおりに3年間で5事業所グループホームを整備していくという計画になっていますので、その計画が達成されるように、例えば、どうしてもその圏域で整備が難しいとなれば、その周辺の圏域まで広げるなどの方策を検討するということも必要になるのではないかと考えていますが、その場合には計画の変更になりますので、運協にもお諮りしながら検討して参りたいと考えています。

議長 たぶん質問はそうではなく、小規模特別養護老人ホームの話をされているのですが。

事務局 小規模特別養護老人ホームについても同じように、22年度事業として公募するわ

けですが、どうしても1圏域で整備ができないということであれば、その周辺の圏域まで広げるなどの検討も必要かと考えています。

議長 考え方として、周辺の圏域に広げていくという考え方もあれば、特定の条件に見合った補助みたいなことを考えるという方法論もあり、それを考えていくためには、そこに設置することの妥当性をかなり運協の中でご説明をいただけると一緒に考えることができますが、今の一連の質問につながった問題があって、どうやってその場所が選定されてきたのか選定の論理ですね。それから、どうしてもここに置かなくてはならないバランス等の問題とおっしゃったのでそのとおりで大きな課題ですが、ならばそのためにどういう方法論があるのかという形で、検討の準備を進めて積み重ねていってくださると、かなり予測を持って公募をすることができるのではないかと思います。ぜひその辺の論拠の説明を今じゃなくて結構ですので、進行しながらお教えいただければと思います。もう1点、説明会というお話がありましたが、グループホームでも同じですし、2月にもできる小規模特養に関しても同じことだと思いますが、地域福祉計画の発想も加味して考えるなら、施設を設置するときに地域に向けてそういう説明会というものを立てていくことは当然のことなのかなと思います。いろんな徘徊の問題など地域の協力を仰ぐことも施設の中にはいっぱいあって、「お散歩に出て行きます。」っていうときでも地域が分かっているんだっていう流れの中であればやりやすくなるし、その辺はちょっとお考えをいただけるとありがたいと思います。他に何かございますか。よろしければ次の議題に入らせていただきます。

議事4 特別養護老人ホームの緊急整備について

議長 続きまして「特別養護老人ホームの緊急整備について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

特別養護老人ホームの緊急整備について（会議資料4参照）

議長 ありがとうございます。ご意見・ご質問等ございますか。

委員F 説明にあった特養の緊急整備のところ、高崎市が40床ということですが年度が重なりますので、先ほどの小規模特養の29床もここに含まれているのか、逆にそれは別なのかをお聞きしたいと思います。

事務局 小規模特養につきましては、すでに第4期計画の中で位置付けられているものです。今ご説明をさせていただいた分は次期以降の計画の前倒しということなのでその点で意味合いが異なっているということになります。

議長 意味合いが異なるということは、別件だということですね。

事務局 はい。別件です。

議長 別だということですね。今のご説明だと最後のところの県で審査を行うっていう言い方でご説明をいただいておりますが、確か前にも特養をやっていく場合って1回市の中で推薦みたいな形をとるのではなかったでしょうか。

事務局 前回までは市で推薦という形をとらせていただきましたが、指定権限が県にあるということで、本来的には県が権限を持っているところだと認識しています。ただ、審査の事務を依頼されれば市でその事務を代行して行って、その結果を県に返して県で選定するという、そういう形になろうかと今回考えております。

議長 理論的にはそうだとことはわかりますが、市の主体性はどういうふうに考えているのでしょうか。依頼されればという意味合いを教えてください。

事務局 その事務自体については県のほうから依頼があれば、市では労を惜しむというのではなくやらせていただきたいという風に考えています。ただ、市に実際に権限が無い、中核市になると別ですが、今現在は権限が無いということなので決定については県が行うという形になります。

議長 前も同じ状況だったと思います。前は権限があって今回は権限が無いわけじゃなくて、前も同じ状況で市が推薦の形をとったわけですね。よく分からなければ結構ですが、そういうシステムって保険料とかに反映して動いていることなので、明確になったほうがいいかと思いますが。

事務局 数量については、県が市と協議をして決定することになっているので、市では国の考えに準じて上積み分を見込んだ形で県と協議を行った結果、このような形になっています。

委員G 40床というのはユニットで決まっているのでしょうか、あるいは多床室でも構わないのかということをお聞きしたいです。

事務局 増床に当たっては県の計画になっておりまして、今のところどちらか一方に限定して、という話はありません。

議長 よくその辺も情報を明確にしてくださったほうがいいかなと思います。もちろんユニットについてのいろんな議論は出てきているので今のようなご質問になったと思いますが、いずれは明確に出していただければと思います。他に何かございますか。

委員E 申し込み者数ですが、1,317とありますが、ホームページで公表しているものと数字に開きがありますが、これは意味があるのでしょうか。

議長 市のホームページの中では3,111と合計数が出ているのが、1,317となっているというのはどういうことですか。という質問です。

事務局 市のホームページに載っている数というのが、施設に寄せられている応募数ということで、それを毎月市で調査を致しまして、数を載せているところだと思うのですが、今日お配りした資料の数字は、県で調査を致しまして重複している部分を除いて実数ということで示している数字かなと思います。市のホームページは申し込み数で重複している可能性が十分ありますので、数が増えているのかなというところですよ。

議長 ダブルカウントをはねたということですか。現実はそうですね、1人の人が幾つもの施設に申し込んでいるので、3,111という数字はそれの積み重ねだけれども、いくつかはダブルカウントをしているものは単純に1として考えて出したということですね。他にございますか。よろしければ次の議題に入らせていただきます。

議事5 介護保険運営協議会 委員アンケートの結果について

議長 続きまして「介護保険運営協議会 委員アンケートの結果について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

介護保険運営協議会 委員アンケートの結果について（会議資料5参照）

議長 ありがとうございます。何かご意見ありますか。

委員A 2ページ目の「計画策定で課題があったと考える点」というところで、4つ目の地域ケア体制の構築が重要であるため、地域たすけあい会議の具体的な内容を決定して実施して欲しいというのがありますが、聞くところによると1地区2回で終わりだということを知ったものですから、およその会議の内容は聞いていますが、1回なのか2回なのか、それともこちらの希望で何回でも続けられることができるのでしょうか。

事務局 地域たすけあい会議の開催回数ですが、計画の中では2回という風に提示をしていますが、地域の実情に応じまして必要に応じてもう少し多数の開催をして、市民に有益な会議にしていきたいと考えています。

議長 最低限度って考えてよろしいですね。

委員A 要支援者をどのように支援していくかということが中心だという風に承知していますが、各地域で2人や3人のことならば2回で済みますが、1つの地域で20人、30人多いところでは60人くらいということもあります。それを2回で済むとはとても思えない。希望により回数を増やしていただけないかということ、ある程度了解をするしかないかなと思います。

議長 回数だけの問題ではないと思いますので、内容の具体的な戦略がどれくらい事前にセットできるかで効率を含めて変わってくるのではないかなと思いますので、よく地元との相談をしていただきたい。他に何かありますか。それでは次の議題に入らせていただきます。

議事6 認知症地域支援体制構築等推進事業の実施について

議長 続きまして「認知症地域支援体制構築等推進事業の実施について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

認知症地域支援体制構築等推進事業の実施について（会議資料6参照）

議長 ありがとうございます。できれば運協のほうに認知症にやさしい町づくり推進協議

会の構成、どういう人がやってくれるかを示してくださると協力しやすいのですが、来週開かれるということなので。

事務局 メンバーは今日ここにいらっしゃる方も入っていらっしゃいますが、26日に委嘱になりますので、委嘱前の案を報告します。各団体からですが、まず医師会の介護保険委員会精神科医会の代表の先生、医師会の理事の先生、群馬県認知症の人と家族の会の代表の方、地域密着型サービス連絡協議会の代表、区長会、民生児童委員協議会、警察署、消防局、商工会議所、キャラバンメイト連絡会、高崎市地域包括支援センター運営協議会から会長副会長と社会福祉協議会です。そのほかに認知症サポート医の先生が高崎市に2人おまして、その先生をお願いしております。それとコーディネーターが4人、計20名で構成する予定です。

議長 はい。ありがとうございます。何かございますか。

委員A 認知症サポート医の先生がお2人いらっしゃるということですが、1人は承知していますが、もう1人の方はどなたでしょうか。

事務局 2人の先生は、お1人はサンピエール病院の院長の山崎先生です。それから月岡内科医院の月岡先生。このお2人が高崎市の認知症サポート医の先生でいらっしゃいます。

議長 他にいかがでしょうか。委嘱が終わったら一応情報として教えていただければ、いろんな連携が取りやすいので、具体的にお教えいただきたいです。他によろしいでしょうか。それでは次の議題に入らせていただきます。

議事7 平成21年度第2回高崎市地域包括支援センター運営協議会開催概要について

議長 続きまして「平成21年度第2回高崎市地域包括支援センター運営協議会開催概要について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

平成21年度第2回高崎市地域包括支援センター運営協議会開催概要について（会議資料7参照）

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。よろしいようでしたら、ご報告ということで、ありがとうございました。それでは次の議題に入らせていただきます。

議事8 介護保険運営協議会 委員改選等について

議長 続きまして「介護保険運営協議会 委員改選等について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

介護保険運営協議会 委員改選等について（会議資料8-1、8-2参照）

議長 ありがとうございます。報告事項ですので、具体的にはこれ以降の運協の中で提示があると思いますが、何かございますか。

委員 H 現在ですね、36名の方が運協を形成していると思いますが、今度は23名ということで大分縮小になるかと思います。その中で臨床心理士さんとか、教育委員会関係の方とか入れて欲しいと希望があるんですが、そのようなことについてのお考えはどうでしょうか。

事務局 こういった方がいいという推薦やお考えがあれば、参考にさせていただきたいと思います。この場で1つ1つということになると時間も無いので事務局までお知らせいただければありがたいと思います。

議長 1つだけ。もともときちんとした根拠があってそれぞれの委員が選択をされて、ただ市の枠組みの中で20名という原則の委員会構成というふうになって、経過措置として32という形になっているということで、市の枠組みの中に戻していくという考え方ですが、たぶんいくつかの方法論も考えられて運営協議会がそれぞれの専門性とかいろんな市民の特化ということを代表しながら、一方で地区は地区で枠組みをして各地区の情報収集をするということは、委員会を構成する方法論としてはありうるかなと思いますので、そういうこともちょっと考えていただければいいかと思います。それを膨らませるために、専門性のところを削っていくというのは、妙な感じもするのでそこをお考えいただければと思います。よろしければこれで報告事項を1回閉じさせていただいて、議題へと入らせていただきます。

議題1 高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の評価について

議長 続きまして「高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の評価について」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

高崎市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の評価について(会議資料9-1、9-2参照)

議長 ありがとうございます。事業そのものを3つのパターンに分類をして、できるものについては数値化して実績が推測できるものについては実績実態調査と評価を行うという形ですよね。もう1つの数値によっては実績が測れないものについては、例えばISOが行っているものに似ていると思いますが、システム評価をしていくというイメージで考えていけばいいのかなと思います。例えばどれだけ適切に会議が開かれ、その議事録がどのような形で残されて、その議事録の内容が次の施策にどのような形で反映されているか動きのあり方、システムを評価するという考え方で行くものと、というふうにして分類をして評価事業を試行してみましようということですよ、最初のものは、試行をとりあえずしてみようかどうかお試しをしてみましようという考え方だと思います。あくまでもこれを見ると評価主体が市の内部になっているので自己評価ということですよ。評価された内容はどのような形で表現されるか説明していただけますか。

事務局 予定ですけれども、評価シートを作成しまして内部組織、計画の進行管理委員会という中でこちらを提示させていただいて、ご意見をいただいて、その後運営協議会にもそのシートを報告させていただきまして、ご意見をいただければと思います。

議長 市民向けの公表は考えていないですか。それはこれからの議論ですか。

事務局 そうですね。公表につきましては今後検討していきたいと思います。

議長 来年すぐの試行だと思imasるので施行の段階では難しいかと思imasますが、いかがでしょうか。他に何かご意見・ご質問等ありますか。

委員Ⅰ こういった計画が出来て、計画を作っておしまいというようなことが多くて、いろいろ批判になるということから、先ほどの委員さんのアンケートの中で計画倒れになるのではというアンケートもありましたが、そのためにこういった進行管理をやる。結構なことだと思imasし、この評価シートもいいものを作ったと思imasますが、既存のこういったものがあつたのか、皆さんが独自に考えたのか、あるいはその二つをあわせて、あつたものを工夫されて作つたのでしょうか。いずれにしても大変結構なことだと思imasし、ただしどちらかという、この進行管理に追われて大変だということが出てくるわけですが、ぜひこの辺はそういったことも覚悟してやっていただいて、さらに注文をつければ公表はどういう形であってもこういったものが市民向けに公表されることであれば、なお結構だなと思imas。要望ですがよろしく願ひいたします。

委員A 私もすばらしい計画だと思imas。ただ、評価した結果についてどういう風にするのでしょうか。例えば、地域密着型サービス等については、地理的条件をプラスアルファにすると市独自の追加の補助が出るということがあるのでしょうか。自己評価ですが、評価基準に照らしたときに欠格条件が目立つたときに、営業停止があるのでしょうか。

議長 特に後半は個々の事業についてですよね。お答えいただける範囲で、今お考えの範囲で、願ひいたします。

事務局 あくまで今考えていますのは、計画書に記載されている事項がきちっと達成できているか、進行状況がどうであるか、把握して見直しが必要であればそういったものを検討していくということで考えており、今現在は計画の中に無いものはこの評価の対象からは外れる形になります。

議長 評価をした結果極めて課題性が高いという風にされたとき、それが例えばある事業であった場合に、停止みたいなことまで考えるのでしょうか。というご質問です。

事務局 先ほど一番目の部分についてということで答えましたが、二番目の部分についてはテストをしていないので分からない部分がありますが、内容によっては計画を変更も関係してくるので、停止というのは考えにくいと思imasますが、最悪のことであればそういったことも計画変更という範囲の中ではあるのかなとは思ひております。

議長 補足をさせていただきたいと思imasますが、基本的に評価の議論というのは監査とは違うということをお頭に置いておかななくてははいけません。いわば事業が行われている事業監査ではない、ということですね。評価は計画が適切に進行しているかを見守って

いく機能で、外部機関がそれを行っていくのが一番いいと思いますが、外部機関が評価を行う場合でも、いわゆる第三者評価を行う場合でも、計画を実施しているメンバーが自己評価をして、その自己評価を外部が評価するという見方になります。ですから、そういうステップで考えると、この運営協議会が第三者機関の機能を果たすことは可能でしょうというふうに判断して、年間計画の時の進行管理の中に計画評価を行うということ盛り込んできた、という経緯がまずあります。評価の考え方はそういうことですね。この場合、例えば先ほどのBとかCに関する部分については、かなり議事録の整理とかそういうことが適切に出てこないと意見が適切に反映されたかどうか判断できないので、かなり細かい作業が必要になるのではないかなと思います。あと、計画から大きく課題性が生まれた場合をどう検討していくかについては、専門部会的に庁内の会議があり同時にその見識を伺わせていただきながら、この運営協議会も専門家の集まりですから、さらに評価していくという見方になるかなと思います。考え方としてはそういうことになると思います。まずはちょっとやってみましょうかということによろしいでしょうか。やってみて何を評価しているのかわからないという話になればまた考えてみましょう、という考え方でいかせていただければと思います。よろしく願いいたします。それでは最後の議題に移らせていただきます。

議題2 被保険者アンケートについて

議長 続きます。「被保険者アンケートについて」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

被保険者アンケートについて (会議資料10参照)

議長 これは改めて議論される機会があるということですか。内容、方法論も含めて。

事務局 4番のスケジュールのところで、21年度末までのところで、具体的には次回年度末くらいになりますが、その中で伺えればと思います。

議長 ということだそうです。とりあえず先触れということですか。なるべく早めにアンケートの項目みたいなものと、考えている調査票のサンプルみたいなものを委員さんに出してもらおうと、これじゃ答えられないとか自分でやってみてこれだとわからないとかいろいろ出てくるので、進行をスムーズにやっていただければ早いかなと思います。今の時点でアンケートについて何かありますか。その時でもしよければ、改めて聞かせていただければと思います。そのほかご意見・ご質問等ございますか。

委員E 小規模特養の開設のところで聞き忘れましたが、サテライト型特養は認める方向でしょうか。

事務局 サテライト型の特養について、存知ない方もいらっしゃいますので簡単にご説明させていただきますが、本体の特別養護老人ホームと密接な連携を取ることによって、人員基準、例えば栄養士などの人員を省略することが出来るというサテライト型の小規模特養という運営形態ですが、そちらの運営についても、単独型・サテライト型両方認めていく方針です。

委員 E サテライトの範囲というのは高崎市内一円ということによろしいでしょうか。それとも圏域が隣、ということではあるのでしょうか。遠いところでは29km離れたところでサテライトやっているところもあるので、それがどういう範囲なのか。認めれば高崎市一円で認めることになるのでしょうか、40キロ離れているところもありますから、その辺がどうかということになるのでしょうか。

事務局 密接な連携というものが具体的にどの範囲までか、全国的な統一基準というものが無いので、設定が難しい部分もありますが、高崎市も広いので全域というのは考えにくいと思っております。

議長 サテライトの考え方って機能が連携してできればいいので、距離の問題では換算できないという現実があるので、その辺はよく検討していただければと思います。それでは議題については私の役割は終了させていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

事務局 長時間に渡って熱心な協議をしていただきありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。